

建築物環境配慮制度 Q & A (よくある質問とその答え)

Q 1 建築物環境計画書に添付する書類の中で、その他市長が必要と認めるものを具体的に教えてください。

A 1 添付図書については、「建築物環境配慮指針」において詳細を定めています。
建築物環境計画書の第 5 号様式の備考欄にある、付近見取図などのほか、内外仕上表及び環境性能の評価を行う上で根拠となる数値や仕様書等の内容がわかる図書の添付が必要です。

Q 2 インセンティブは考えていないのでしょうか。(他の自治体では容積率の緩和等があります。)

A 2 総合設計制度における容積率の緩和などのインセンティブについては 今後の CASBEE 広島の実績や評価内容等を踏まえて、検討したいと考えています。

Q 3 公表について、他自治体では「公表する」「しない」は選択できるので考えてほしい。

A 3 建築物環境計画書については、条例第 24 条の規定により、概要を公表するように定めています。

公表の範囲は、建築物環境計画書作成の手引き (P7) に示したとおりで、建築主の氏名等の個人情報公表の対象としていません。